

平成23年度  
中国圏の発展推進に関する提案

平成22年8月

中国圏広域地方計画推進会議

# 提 案 文

中国圏の発展の推進について、平成23年度において特に緊急かつ重点的に整備を行うべき施策を次のとおり取りまとめました。

地方分権型社会が進展する中で、中国地方が活力ある経済社会、住民生活の安全、豊かな環境を実現し、自立的に発展するため、関係各位におかれましては、これらの提案事項の実現について、格段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

平成22年8月

## 中国圏広域地方計画推進会議

鳥取県知事	平 井 伸 治	鳥取県議会議長	小 谷 茂
島根県知事	溝 口 善兵衛	島根県議会議長	田 原 正 居
岡山県知事	石 井 正 弘	岡山県議会議長	岡 崎 豊
広島県知事	湯 崎 英 彦	広島県議会議長	林 正 夫
山口県知事	二 井 関 成	山口県議会議長	島 田 明

# 目 次

- 1 地域主権の確立及び地方税財源の充実確保について…………… 1  
【内閣府 等】

## I 地域の多様性を活かした交流・連携で、持続的に発展する中国圏

- 2 道路事業の推進と高速道路ネットワークの利用促進について…………… 5  
【国土交通省 等】
- 3 高度情報化の推進について…………… 9  
【総務省 等】
- 4 隣接圏域との交流の拡大・広域連携の推進について……………11  
【国土交通省】
- 5 北東アジアゲートウェイ構想実現に向けた広域連携の推進について……………12  
【国土交通省 等】
- 6 地方空港の整備推進等について……………13  
【国土交通省 等】
- 7 港湾整備事業の推進について……………14  
【国土交通省 等】
- 8 竹島の領土権の早期確立等について……………18  
【内閣府 等】

## II 産業集積や地域資源を活かした新たな挑戦で、持続的に成長する中国圏

- 9 都市圏機能の充実について……………20  
【国土交通省 等】
- 10 中山間地域総合整備事業（広域連携型）の推進について……………22  
【農林水産省 等】
- 11 国営かんがい排水事業の推進について……………23  
【農林水産省】
- 12 国営中海土地改良事業の推進について……………24  
【農林水産省】
- 13 中国山地における旧緑資源幹線林道の整備推進について……………25  
【農林水産省（林野庁）】
- 14 特定中山間保全整備事業の推進について……………26  
【農林水産省】

15	日本海における漁業秩序の確立について……………	27
	【外務省 等】	

**Ⅲ 多彩な文化と自然を活かして、多様で豊かな生活を楽しめる中国圏**

16	流域下水道整備事業の推進について……………	28
	【国土交通省 等】	
17	中山間地域の総合対策の充実強化について……………	30
	【内閣府 等】	
18	宍道湖・中海における水質保全対策の推進について……………	32
	【国土交通省 等】	
19	河川総合開発事業等の推進について……………	33
	【国土交通省】	

(別 紙)

○	中国圏の「将来像実現に向けたプロジェクト」(広域地方計画第3章)と 提案項目の関係……………	34
---	---	----

# 1 地域主権の確立及び地方税財源の充実確保について

(関係省庁) 内閣官房、内閣府、総務省、財務省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、中小企業庁、国土交通省

## 【地域主権の確立について】

### [1] 趣 旨

去る6月22日、今後の地域主権改革を推進する羅針盤ともいえる「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、国と地方公共団体の関係を、「国が地方に優越する上下の関係」から、「対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップ」の関係へと根本的に転換するという理念が掲げられ、地域住民が主役として改革を推進するとの決意が明確に示された。

しかしながら、この大綱を具現化していくために必要不可欠である地域主権関連3法案については、地方が早期の成立を再三強く求めてきたにもかかわらず、次期国会での継続審議となったところであり、加えて、今回の参議院選挙を経て生じたいわゆる衆参「ねじれ」現象のもと、今後の法案審議を含め地域主権改革の動向が不透明な状況になっている。

こうした状況の中、政府においては、地域主権関連3法案を早期に成立させ、地域主権戦略大綱に掲げる課題の具体的な工程等を明確にした上で、多くの課題に確実に取り組み、地域主権改革を推進する必要がある。

### [2] 内 容

#### 1 地域主権関連3法案の早期成立

与野党双方で真摯に協議を行い、法案審議を早急に進めるなど、一日でも早く、「国と地方の協議の場」の法制化を含む地域主権関連3法案を成立させるよう最大限の努力を行うこと。

#### 2 地域主権改革の着実な推進

地域主権戦略大綱においては、地方税財源の充実確保、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、ひも付き補助金の一括交付金化など、広範な課題に関し一定の方針が示されたが、今後は、これらの課題の具体的な目標・工程表の策定や各分野の制度設計を進めるに当たって、「国と地方の協議の場」等による地方の意見を十分踏まえて、真の「地域主権」改革につながるものとする。

#### 3 国と地方の役割分担の明確化

国と地方の二重行政を廃止し、簡素で効率的な行政体制を構築するために、国と地方の役割分担を一層明確にした上で、国の出先機関を廃止・縮小し、地方で行うべきものについては、事務・権限と財源の一体的移譲を前提に、可能なものから速やかに移譲するとともに、義務付け・枠付けに

については、地方分権改革推進委員会の累次の勧告を踏まえ、廃止も含めより一層の抜本的な見直しを進めること。

なお、直轄事業負担金については、今後、平成25年度までの早い時期での制度廃止を明確にし、具体的な手順等を盛り込んだ工程表を早期に策定すること。その際には、社会資本整備が遅れている地方に影響が生じないよう配慮すること。

#### 4 国と地方の十分な協議

法制化が進められている「国と地方の協議の場」については、国の政策を地方が単に追認するだけの場とせず、地方の実情や地方の声が十分反映されるよう、実質的な協議が行われる、実効性のある場とすること。

特に、地方税財源の充実確保や、一括交付金制度等の地方行財政制度、「医療保険制度」及び「障害者福祉制度」などの新たな社会保障制度の制度設計等に当たっては、「国と地方の協議の場」を積極的に活用し、企画立案の段階から、地方の実情や意見を十分聴取するとともに、政策への反映を図ること。

## 【地方税財源の充実確保について】

### 〔1〕趣 旨

平成22年度の地方交付税は出口ベースで約1.1兆円の増額が実現したものの、歳出に対して歳入が絶対的に不足する事態は改善しておらず、地方財政は依然として厳しい状況にある。

こうした中、6月に閣議決定された「財政運営戦略」においては、国・地方を合わせた基礎的財政収支の改善という目標を掲げ、新成長戦略の実行により、経済成長の実現を目指すとともに、地方交付税と国の一般歳出を合わせた歳出枠の抑制や、消費税を含む税制の抜本的な改革を行い、財政の健全化を目指すことされた。

地方は、これまで徹底した行財政改革に取り組んできており、財政健全化を進めるに当たっては、地方財政に一層の負担を課し、結果として国民生活に不可欠な行政サービスの維持さえ危うくなるようなことがあってはならない。

今後も地方が行財政改革を推進することは言うまでもないが、少子高齢化や地域経済活性化など地方の増大する役割に対応し、真の地方分権型社会を実現するために、地方が自由に使える税財源の充実確保を図ることが必要である。

### 〔2〕内 容

#### 1 地方交付税等の総額確保等

基礎的財政収支の改善という目標の下で地方交付税が大幅に削減され、地方の疲弊をもたらした過去の失敗を繰り返さないよう、「財政運営戦略」において「地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮する」とされたことに沿って、地方の財政需要の増加や景気の低迷による財源不足額を地方財政計画に適切に積み上げ、地方にとって必要な一般財源総額の確保を図ること。また、法定率の引上げによる地方交付税の増額を実現し、それにより地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消を図ること。

さらに、国が後年度に地方交付税により財源措置するとして臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、地方交付税財源を別枠加算すること。

#### 2 一括交付金の予算総額の確保と制度設計

ひも付き補助金の一括交付金化については、補助金制度の抜本的改革という観点から「政策誘導」や「ひも付き」という性質を排除し、国の事前関与を縮小するなど、地方の責任と判断で自由に使えるものとする。

また、一括交付金化に当たっては、国の一方的な財源捻出の手段とすることなく、対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保するとともに、配分に当たっては、財政力が弱く、社会資本整備が遅れた地方に配慮すること。

さらに、都道府県を介することなく国の出先機関等を通じて任意団体等に直接交付されている補助金については、地域振興に関するものなど、地方自治体が政策的な裁量を発揮すべき補助金等は廃止し、一括交付金化の対象とすること。

### 3 地方税源の充実強化

地域主権型の国づくりを実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠であり、地方が担う役割に見合った税財源が十分確保されるよう、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すこと。

また、税財源の移譲に伴い、地方自治体間の財政力格差が拡大しないよう、地方交付税の復元・増額を基本として、財源調整及び財源保障のための制度を検討すること。

### 4 地方消費税の引上げを含む税制の抜本的な改革

消費税の引上げを含む税制の抜本的改革に当たっては、地方において社会保障や住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供できるよう、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の充実を図ること。なお、地方消費税の引上げは、経済状況の好転と、さらなる行財政改革の断行を前提に、低所得者等の負担にも配慮した上で実現を図ること。

### 5 地方環境税など地方の税源確保の仕組みの創設

地球環境税などの地球温暖化対策のための税については、地球温暖化対策に地方自治体が果たしている役割を十分に踏まえ、地方環境税など地方の財源を確保する仕組みを創設すること。

### 6 景気回復と経済成長を見据えた財政運営

財政健全化のためには、歳出の抑制だけでなく、確実な景気回復と経済成長が不可欠であり、地域の活力・創意工夫を思い切って引き出すなど、まずは新成長戦略を着実に実行すること。

また、これまで地方は、国が定めた税財政制度の枠組みによる制約の中で、徹底した行財政改革に取り組んできており、国においても、国自らの行財政改革を真摯に実行すること。

今後、地方財政対策をはじめ具体的な予算編成や一括交付金の制度設計に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の実態や意見を十分踏まえること。



## 2 道路事業の推進と高速道路ネットワークの利用促進について

(関係省庁等) 国土交通省、総務省、財務省、内閣官房、内閣府

### [1] 趣 旨

国土の骨格を形成する高速道路の整備は、「地方の自立ある発展」の実現はもとより、救急医療や災害時に必要不可欠な社会資本であり、広域交流の視点からもネットワーク化されて初めて最大限の効果を発揮するものであるが、その整備はいまだ不十分でミッシングリンクが生じていることは、国家的な損失である。

とりわけ、中国地方では、日本海沿岸や南北方向の高速道路の整備の遅れが各圏域の自立的発展や圏域間相互の連携と交流を妨げ中国地方が広域的かつ一体的な発展を遂げる上で非常に大きな障害となっており、高規格幹線道路網の早期整備を図る必要がある。

また、道路は、国民生活の向上、経済社会の発展に不可欠な、最も基本的な社会基盤であるが、その整備はいまだ不十分な状態にあり、今後活力ある経済に支えられたゆとりある社会を実現するため、さらに緊急かつ計画的な道路整備が切望されている。

については、高規格幹線道路については、国家戦略として国が責任を持ち、新直轄方式、有料道路方式並びに高速自動車国道の機能を代替する国道バイパスによる整備等、あらゆる手法を用いて、「新成長戦略」に記された大都市圏のみならず、地方においても2020年までに整備を図ることが必要である。

また、高規格幹線道路網と一体となって地域構造を強化する地域高規格道路、一般国道2号、一般国道9号及び陰陽連絡国道といった主要幹線道路、並びに都市部における環状道路、広域化する日常生活圏において経済活動や生活を支える幹線道路の整備促進が図られるよう、地域において道路が果たす役割や整備状況、地方公共団体の意見等を踏まえ、遅れている地方の道路整備を優先して行われるよう必要な措置を講じなければならない。

【2】事業概要

【高規格幹線道路網の整備】

名称	事業主体	事業期間	区間	総延長	車線数
中国横断自動車道 (岡山米子線)	西日本高速 道路株式会社	昭和48年度 ～	岡山市 ～ 境港市	約128km	4車線 暫定2車線
中国横断自動車道 (姫路鳥取線)	国土交通省 西日本高速 道路株式会社	平成3年度 ～	姫路市 ～ 鳥取市	約86km	4車線 暫定2車線
山陽自動車道	国土交通省 西日本高速 道路株式会社	昭和47年度 ～	吹田市 ～ 下関市	約489km	4車線 暫定2車線
中国横断自動車道 (尾道松江線)	国土交通省 西日本高速 道路株式会社	平成3年度 ～	尾道市 ～ 松江市	約137km	4車線 暫定2車線
山陰自動車道	国土交通省 西日本高速 道路株式会社	平成8年度 ～	鳥取市 ～ 下関市	約380km	4車線 暫定2車線
東広島・呉自動車道	国土交通省	平成5年度 ～	東広島市 ～ 呉市	約32.8km	4車線 暫定2車線

【地域高規格道路】

- |                                  |                               |
|----------------------------------|-------------------------------|
| (1) 鳥取豊岡宮津自動車道 (鳥取市～京都府宮津市)      | (11) 福山環状道路 (福山市)             |
| (2) 北条湯原道路 (真庭市～東伯郡北栄町)          | (12) 福山本郷道路 (尾道市～三原市)         |
| (3) 江府三次道路 (日野郡江府町～三次市)          | (13) 東広島高田道路 (東広島市～安芸高田市美土里町) |
| (4) 境港出雲道路 (出雲市～松江市)             | (14) 東広島廿日市道路 (東広島市～廿日市市)     |
| (5) 美作岡山道路 (岡山市～勝田郡勝央町)          | (15) 広島呉道路 (広島市～呉市)           |
| (6) 岡山環状道路 (岡山市)                 | (16) 広島高速道路 (広島市)             |
| (7) 空港津山道路 (岡山市～津山市)             | (17) 草津沼田道路 (広島市)             |
| (8) 倉敷福山道路 (倉敷市～福山市)             | (18) 広島西道路 (広島市～廿日市市)         |
| (9) 広島中央フライトロード<br>(東広島市～世羅郡世羅町) | (19) 山口宇部小野田連絡道路 (山口市～山陽小野田市) |
| (10) 岩国大竹道路 (大竹市～岩国市)            | (20) 小郡萩道路 (美祿市～萩市)           |
|                                  | (21) 下関西道路 (下関市)              |

【一般国道2号】

倉敷立体、玉島笠岡道路、笠岡バイパス、福山道路、松永道路、木原道路、三原バイパス、西条バイパス、安芸バイパス、東広島バイパス、広島南道路、西広島バイパス、岩国大竹道路、周南立体、戸田拡幅、小月バイパス

## 【一般国道9号】

しちやま  
駒馳山バイパス、鳥取西道路、北条道路、東伯・中山道路、中山・名和道路、名和・淀江道路、出雲バイパス、出雲湖陵道路、多伎朝山道路、朝山大田道路、静間仁摩道路、仁摩温泉津道路、浜田三隅道路、益田道路、小郡改良、湖陵～多伎間、大田～静間間、温泉津～江津間、三隅～益田間

## 【陰陽連絡道路】

一般国道 29号 (姫路市～鳥取市)	261号 (広島市～江津市)
53号 (岡山市～鳥取市)	262号 (萩市～防府市)
54号 (広島市～松江市)	313号 (福山市～鳥取県北栄町)
179号 (姫路市～鳥取県湯梨浜町)	314号 (福山市～雲南市)
180号 (岡山市～松江市)	373号 (赤穂市～鳥取市)
181号 (津山市～米子市)	375号 (呉市～大田市)
182号 (新見市～福山市)	432号 (竹原市～松江市)
183号 (広島市～米子市)	488号 (益田市～廿日市市)
184号 (出雲市～尾道市)	489号 (周南市～山口市)
186号 (江津市～大竹市)	490号 (宇部市～萩市)
187号 (岩国市～益田市)	491号 (下関市～長門市)
191号 (下関市～広島市)	

## 【道路事業の推進と適切な高速道路料金の検討についての提案】

- 1 道路整備は、国、地方がそれぞれの役割に応じて計画的に進められるよう、必要な道路整備予算の総額を十分確保すること。  
特に、平成23年度以降段階的に実施される一括交付金について、国費を交付する政策目的に応じた分野の括り方の工夫を行い、必要な社会資本整備が着実に実施できるよう、整備に必要な予算の総枠を確保すること。  
また、その配分に当たっては、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方のニーズに配慮すること。
- 2 国土の骨格である高速道路は、ネットワークの形成によりその効果が最大限発揮されることから、現在整備が進められている尾道松江線や姫路鳥取線などの区間については着実に事業を推進するとともに、極めて整備が遅れている山陰道については、未着手区間を早期に事業着手し、2020年までに供用できるよう重点的・計画的に整備を進めること。  
また、供用中の高速道路については、道路利用者の利便性向上、地域の活性化、物流の効率化に寄与するスマートインターチェンジの整備、暫定2車線区間の4車線化を促進すること。
- 3 本州四国連絡高速道路を含む高速道路等の新たな料金割引制度については、昨年3月以降の料金引下げによる地域活性化の効果を継続するためにも、関係自治体の意見を十分に踏まえ、高速道路等を活用した地域間交流の促進の妨げとならぬよう、また、地域住民の暮らしや経済活動を支える総合的な地域交通網が将来にわたりバランスよく維持確保できるよう、十分な検討を行うこと。  
加えて、高速道路の原則段階的無料化に向けた社会実験の実施においては、観光客の増加による

地域活性化等の効果のみならず、フェリーをはじめ、鉄道、バス等の公共交通機関や二酸化炭素排出量の増加等による環境への影響などについて適確に調査・検証するとともに、その結果を平成23年度以降の見直しに反映させること。

- 4 安心して住める国土を実現し、よりよい生活環境を確保するため、より安全で、災害に強く、高齢者や障害者にも使いやすい道路の整備を一層促進するとともに、道路の整備に当たっては、環境や景観に十分配慮すること。

### 3 高度情報化の推進について

(関係省庁) 内閣官房、総務省、農林水産省、国土交通省、警察庁

#### [1] 趣 旨

21世紀の活力に満ちた地域づくりを進めるためには、情報通信技術を住民生活や生産活動に関わる様々な分野で活用し、生活の利便性の向上や地域・産業の活性化を図ることが重要な課題となっている。

国においては、「新たな情報通信技術戦略」に基づき、国民本位の電子行政の実現や地域の絆の再生などに積極的に取り組んでいるところであるが、その前提となる地理的情報格差の是正等の地域情報化推進を図るため、情報通信基盤の整備及び地域の高度情報化に対して一層の支援が必要である。

#### [2] 内 容

##### 1 地域情報通信基盤整備に対する支援の拡充

中山間・過疎地域などにおける情報通信格差の是正を図るため、地方公共団体が行う地域情報化への取組みに対する支援措置を拡充すること。

##### 2 条件不利地域における民間通信事業者の設備投資の促進支援

情報通信格差是正のため、条件不利地域における民間通信事業者の設備投資を促進するための投資促進税制等の支援制度の拡充を図ること。

##### 3 携帯電話不感地域の解消策の充実

携帯電話不感地域解消の促進、事業者の一層の負担軽減を図ること。過疎債等を活用した地方単独事業については、市町村負担全額に対して過疎債充当を認めることも含め、地域の実情に応じて実施できるようにすること。また、携帯電話等エリア整備事業の鉄塔整備については、補助対象範囲の拡充などにより初期費用の軽減を図るとともに、事業者のランニング経費についても一層の負担軽減を図ること。

##### 4 電子自治体の推進

行政手続の電子化による行政サービスの向上と効率化を進めるため、電子申請の利用に当たって障害となっている法制度や制度運用上の問題点を改善するための取組みの充実を図るとともに、基盤となる公的個人認証サービスの普及に向けた検討や開発・実証等を引き続き推進すること。また、電子政府・電子自治体の共通基盤であることから、国と地方公共団体の応分の負担による運用を行うこと。

## 5 ユビキタス社会の推進

ユビキタス社会を実現するため、無線等の新技術を活用した研究開発を推進するとともに、地域においてITを活用した先進的な取組みが広く展開されるようモデル事業などの充実を図ること。

## 6 電気通信事業における地域格差を生じさせない対策の実施

住民の日常生活に不可欠なものとなっている電気通信サービスについて、地域格差が生じないように、適切、公平かつ安定的な提供を確保するための施策を講じること。

## 7 地上テレビジョン放送のデジタル化の円滑な推進

### (1) 中継局の整備促進等

アナログ放送が終了する2011年7月までに、受信不能地域が発生することがないように、国の責任において、中継局の整備や共同受信施設の新設・改修を促進する支援措置の拡充などを実施し、住民や自治体に過大な負担が生じないように十分な対策を講じること。

### (2) 新たな難視聴地域の解消

「新たな難視聴地域」の解消について、国の責任において、住民や自治体に過大な負担が生じないように十分な対策を講じること。

なお、やむを得ず、衛星利用による暫定措置を導入する場合には、適切な周知広報活動を行うとともに、中継局整備等の正規の対策により暫定措置を早期に解消するよう努めること。

### (3) 経済的弱者の地上デジタル放送受信のための支援

経済的弱者に対する地上デジタル放送受信支援について、国の責任において、対象世帯への情報提供が確実に行われるよう効果的な周知広報活動を行うとともに、現行のアナログ放送時に視聴していた放送が引き続き視聴可能となるよう、アナログ放送受信の態様に配慮した機器の給付やアンテナ工事等を適切かつ早期に実施すること。

### (4) 国の相談体制の整備

デジサポ等の相談窓口について、国の責任において十分な体制を整備し、住民から寄せられる相談について自治体等に負担が生じないように万全の方策を講じること。

## 4 隣接圏域との交流の拡大・広域連携の推進について

(関係省庁) 国土交通省

### [1] 趣 旨

産業競争力や誘引力の強化、広域的課題への効率的かつ効果的な対応など、中国圏の活力・魅力の向上を図るためには、四国圏域をはじめ、近畿・九州等隣接圏域と、産業や観光、文化、災害対応、環境保全など多様な分野での広域的な交流・連携を推進する必要がある。

そのためには、基盤となる、基幹的な交通インフラ及び情報通信ネットワークの整備・強化が重要であることから、次のプロジェクト等の事業推進について、必要な措置を講じること。

### [2] 事業概要

#### 1 道 路

- ・山陰自動車道全線の早期整備
- ・中国横断自動車道（姫路鳥取線）の早期建設
- ・中国横断自動車道（尾道松江線）の建設促進
- ・中国横断自動車道（岡山米子線）の全線4車線化の早期実現
- ・北条湯原道路の早期建設
- ・安芸灘諸島連絡架橋の事業推進
- ・広島・松山ルート構想（その一部である広島湾架橋構想）の推進

#### 2 鉄 道

- ・山陰新幹線の早期実現
- ・中四国横断新幹線の早期実現（新幹線実現までの段階的な整備として、フリーゲージトレインの導入）
- ・山陰本線、呉線、芸備線等主要鉄道路線の複線化、電化等の輸送力増強

#### 3 港 湾

- ・特定重要港湾 水島港の整備促進、広島港、徳山下松港、下関港の整備促進
- ・重要港湾 境<sup>さかい</sup>港、鳥取港、浜田港、西郷港、尾道糸崎港、福山港、呉港、岩国港、三田尻中関港、宇部港の整備促進
- ・特定地域振興重要港湾 河下港の整備促進
- ・水島港玉島ハーバーアイランドの整備
- ・地方港湾 大竹港（東栄地区）の整備促進

#### 4 空 港

- ・広島空港、鳥取空港、米子鬼太郎空港、出雲縁結び空港、萩・石見空港、山口宇部空港、岡山空港、岩国飛行場の整備促進
- ・コミューター航空ネットワークの形成

#### 5 高度情報通信基盤の整備

## 5 北東アジアゲートウェイ構想実現に向けた広域連携の推進について

(関係省庁) 国土交通省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省

### [1] 趣 旨

韓国、中国、ロシアなど、北東アジア諸国との交流を進める上で、地理的優位性がある中国地方は、この近接性を背景として、境港や浜田港など日本海沿岸を中心とした地域を、西日本と北東アジア諸国との交流の玄関口（ゲートウェイ）と位置付け、国際物流、観光客誘致を戦略的に推進する「北東アジアゲートウェイ構想」の実現に向けて取り組みを進めている。

この構想を実現させるためには、玄関口となる港湾、空港や広域的なアクセス道路の整備を行い、拠点形成を図るとともに、これらを活用するための航路の整備、物流システムの充実及び広域的な観光交流の促進等を図ることが必要である。

については、北東アジアゲートウェイ構想の実現に必要な次の関係プロジェクトの事業推進について、必要な措置を講じること。

### [2] 事業概要

#### 1 道 路

- ・山陰自動車道全線の早期整備
- ・鳥取豊岡宮津自動車道の早期整備
- ・関門海峡道路の早期整備

#### 2 鉄 道

- ・山陰新幹線の早期実現

#### 3 港 湾

- ・特定重要港湾 下関港の整備促進
- ・重要港湾 境港、鳥取港、浜田港、西郷港の整備促進
- ・特定地域振興重要港湾 河下港の整備促進
- ・下関・北浦海域沖合人工島建設事業の促進

#### 4 空 港

- ・鳥取空港、米子鬼太郎空港、出雲縁結び空港、萩・石見空港、山口宇部空港の整備促進

#### 5 航 路

CIQ体制の充実、物流環境の整備など、国際フェリー航路の円滑な運航体制等の確保

- ・境港－東海（韓国）－ウラジオストク（ロシア）航路
- ・浜田港－ウラジオストク（ロシア）航路



## 6 地方空港の整備推進等について

(関係省庁) 国土交通省、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、防衛省

### [1] 趣 旨

近年、我が国の産業活動の活性化や国際化の進展、観光需要の増大は目覚ましいものがあり、こうした中で航空ネットワークの整備及び空港機能の整備・充実、地域の発展にとって極めて重要である。特に国際化が進展する中で、国際交流を円滑に進めていくためには、地域においても海外と直結した交流活動を進めていくことが大切であり、国際空港のみならず、地方空港が海外との窓口として国際化に果たす役割は、ますます重要なものとなってきている。

については、地方空港の国際化や利用者のニーズ、今後の利用客の増大に即した空港機能の拡充、さらには航空機の安全運航など空港機能の確保を図るため、必要な措置を講じること。

特に、平成22年に予定されている羽田空港再拡張後の発着枠配分に当たっては、国内航空路線への優先的かつ供用開始時での十分な規模の発着枠を確保するとともに、代替交通機関が未整備である地域に優先的に配分すること。

また、地方航空路線は、地域の発展と自立に極めて重要な役割を担っていることから、そうした路線が維持・拡充されるよう格段の配慮を行うこと。

### [2] 事業概要

名 称	事 業 内 容
鳥取空港	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港機能を保持するための機器更新（航空灯火設備）</li> <li>・C I Q体制の充実・強化</li> </ul>
米子鬼太郎空港 (美保飛行場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港機能を保持するための機器更新</li> <li>・C I Q体制の充実・強化</li> </ul>
出雲縁結び空港	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港利便性向上事業によるバリアフリー対策の推進</li> </ul>
萩・石見空港	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速交通空白地域解消のため航空路線の確保の支援</li> <li>・空港機能を保持するための機器更新（航空灯火設備）</li> </ul>
隠岐空港	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離島航空路線の維持、存続のための民間事業者等への支援</li> </ul>
山口宇部空港	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港機能を保持するための機器更新（航空灯火設備）</li> </ul>
岡山空港	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港施設の充実</li> <li>・C I Q体制の充実・強化</li> </ul>
広島空港	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港施設の拡充・更新（エプロン拡張）</li> <li>・C I Q体制の充実・強化</li> </ul>
岩国飛行場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度早期再開のための民航ターミナル地域整備予算の確保</li> <li>・羽田再拡張に伴う1日4往復の発着枠確保</li> <li>・利便性に配慮した運航時間帯の調整・確保</li> </ul>

## 7 港湾整備事業の推進について

(関係省庁) 国土交通省、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省

### [1] 趣 旨

港湾は、地域の振興、地域経済の活性化を図り、国土の均衡ある発展を図る上で重要な社会資本であり、近年の船舶の大型化に的確に対応し、モーダルシフトの進展やコンテナ輸送の増大などの輸送革新に対しても積極的に対処するなど、物流の効率化を図るため積極的な施設整備を図るとともに、中国地方における国際物流拠点として、港湾の整備等を通じて国際競争力を高めていくことが必要である。

また、美しい自然環境と歴史的風致を有する日本海や瀬戸内海の多様な資源を生かして、住民が海に親しみを覚え、うるおい豊かな生活環境を実現するウォーターフロントの創出を図っていくことも重要である。

現在、国において港湾の「選択と集中」が進められ、今後整備を行う港湾の絞り込みが行われているところであるが、港湾の機能や地域性を考慮したものとすることが必要である。

については、次の港湾施設の整備・充実について必要な財源確保を行うとともに、C I Q体制の強化について必要な措置を講じること。

### [2] 事業概要

港湾名	事業主体	位 置	事 業 内 容
鳥取港	国土交通省 鳥 取 県	鳥取市	防波堤 (第1) 防波堤 (第2・3)
浜田港	国土交通省	浜田市	防波堤 400m、臨港道路 1,200m
西郷港	島 根 県	隠岐郡 隠岐の島町	岸壁 250m
尾道糸崎港	国土交通省 広 島 県	三原市 尾道市 福山市	岸壁(-12m) (-10m)各1バース、(-7.5m)3バース、廃棄物埋立護岸 1,930m、ふ頭用地 11.5ha、緑地等 17.5ha、橋梁 400m
岩国港	国土交通省 山 口 県	岩国市	臨港道路
三田尻中関港	国土交通省 山 口 県	防府市	泊地 (-7.5m)、臨港道路、防波堤
宇部港	国土交通省 山 口 県	宇部市	泊地 (-12m)、航路 (-13m)、泊地 (-13m)、岸壁 (-5.5m)、泊地 (-5.5m)、廃棄物埋立護岸

事業名	総事業費 (事業期間)	22年度までの 事業費累計	22年度 事業費	23年度 事業費	23年度 事業内容
鳥取港	百万円 18,750	百万円 14,606	百万円 378	百万円 924	防波堤
浜田港 (国土交通省)	24,168 (H8年度~)	9,004	1,048	900	防波堤(新北) 臨港道路
西郷港	7,455 (H11年度~)	6,133	686	480	岸壁
尾道糸崎港	66,143 (H6年度~)	42,605	817	未定	航路、泊地、海浜(干 潟)、防波堤
岩国港	26,918	17,368	810	923	臨港道路
三田尻中関港	11,699	10,221	257	219	泊地(-7.5m)、 臨港道路、防波堤
宇部港	62,317	42,853	670	733	泊地(-13m)、 廃棄物埋立護岸

【水島港(岡山県)】

港湾名	事業主体	位 置	事 業 内 容
水島港	国土交通省 岡山県	倉敷市 玉島地区	航路(-10m)、新高梁川橋梁、岸壁(-12m)、 航路(-12m)、泊地(-12m)、廃棄物埋立護岸、 用地造成、航路(-6m)、航路(-7.5m)

事業名	総事業費 (事業期間)	22年度までの 事業費累計	22年度 事業費	23年度 事業費	23年度事業 計画の概要
水島港	百万円 76,823 (平成20~平成29年度)	百万円 11,164	百万円 6,801	百万円 7,346	直轄[橋梁、泊地(-12m)、 岸壁(-12m)] 廃棄物(埋立護岸) 起債(用地造成) 改修[航路(-7.5m)]

【<sup>さかい</sup>境港（鳥取県・島根県）】

港湾名	事業主体	位置	事業内容
<sup>さかい</sup> 境港	国土交通省 境港管理組合	境港市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的国際ターミナルの整備 航路・泊地浚渫、岸壁（-9m）、 岸壁（-12m）</li> <li>・国際フェリーターミナルの整備 岸壁（-9m）、泊地浚渫</li> <li>・港内静穏度の確保 防波堤</li> </ul>

事業名	総事業費	22年度までの 事業費累計	22年度 事業費	23年度 事業費	23年度事業 計画の概要
<sup>さかい</sup> 境港	百万円 77,665	百万円 55,808	百万円 183	百万円 600	防波堤 岸壁（-12m） 岸壁（-9m）

【広島港・福山港（広島県）】

港湾名	事業主体	位置	事業内容
広島港	国土交通省 広島県	広島市	道路、緑地、人工干潟、廃棄物埋立護岸、用地造成
福山港	国土交通省 広島県	福山市	緑地、岸壁、用地造成、航路・泊地浚渫、防波堤、浮棧橋

事業名		総事業費 (事業期間)	22年度までの 事業費累計	22年度 事業費	23年度 事業費	23年度事業 計画の概要
広島 港	広島ポートル ネッサンス 21 事業地区 (広島市南区)	百万円 271,100 (平成2年度~)	百万円 200,749	百万円 1,034	百万円 未定	用地造成
	五日市地区 (広島市佐伯区 吉見園沖)	121,000 (昭和58年度~)	112,301	929	未定	干潟 岸壁（耐震改 良）
福山港 (福山市)		41,813 (平成4年度~)	36,83 3	1,565	未定	泊地（-10m）

【徳山下松港・下関港（山口県）】

港湾名	事業主体	位 置	事 業 内 容
徳山下松港	国土交通省 山 口 県	周南市	耐震強化岸壁(-10m)、泊地(-12m)、 航路(-12m)
下関港	国土交通省 下 関 市	下関市	[新港] 岸壁(-12m)、防波堤(南)、護岸(防波)、 橋梁道路、泊地(-12・-13m)、 廃棄物埋立護岸 [長府] 岸壁(-11m)、泊地(-11m)、 航路(-11m)、道路、橋梁 [あるかぽーと] 緑地

事業名	総事業費	22年度までの 事業費累計	22年度 事業費	23年度 事業費	23年度事業 計画の概要
徳山下松港	百万円 86,235	百万円 52,594	百万円 2,150	百万円 6,624	耐震強化岸壁(-10m)、 泊地(-12m)、 航路(-12m)
下関港	91,626	68,901	1,353	1,904	[新港] 護岸(防波)、廃 棄物埋立護岸、泊 地(-12m) [長府] 道路、橋梁

## 8 竹島の領土権の早期確立等について

(関係省庁) 内閣官房、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、国土交通省

### [1] 趣 旨

竹島は歴史的にも国際法的にも、島根県隠岐郡隠岐の島町に属する我が国固有の領土である。

しかし、韓国はこれまで50年以上にわたって同島を不法に占拠し、排他的経済水域や漁業権などの我が国の主権が行使できない状況にしている上、最近では、竹島の利用に関する新法の制定など領土権の既成事実化を図ろうとしている。

また、日韓両国政府間で排他的経済水域の境界画定交渉が継続されているが、竹島の取扱いを巡り両国の主張は平行線をたどっている。

領土問題は国家、国民にとって基本的な問題であり、国と国との外交交渉で平和的に解決されるべき事柄であるにもかかわらず、このような韓国側の度重なる動きは、我が国の国民感情を逆なでするものであり、極めて遺憾である。

また、外交交渉を進める背景として、竹島問題に関する国民の理解を深めるとともに、その解決に向けた意識の高揚を図ることが何より大切である。

加えて、全国の小学生、中学生あるいは高校生に竹島問題の理解を広めることは極めて重要であると考えている。

さらに、国境に位置する離島に人が住んでいることが他国による不法占拠の防止や領土保全につながっていることを考慮し、生活基盤確保のための特別措置が必要である。

### [2] 内 容

平成18年6月に衆参両議院本会議で採択された「竹島の領土権の早期確立に関する請願」を踏まえ、次の事項について早期に具体化を図ること。

#### 1 竹島の領土権の早期確立

竹島の領土権を既成事実化しようとする最近の韓国の動きに対して、嚴重なる抗議を重ねるとともに、国際司法裁判所における解決も含め、領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。

日韓両国政府間で行われる排他的経済水域の境界画定交渉においても、竹島の領土権の早期確立を踏まえた交渉を進めること。

#### 2 広報普及活動

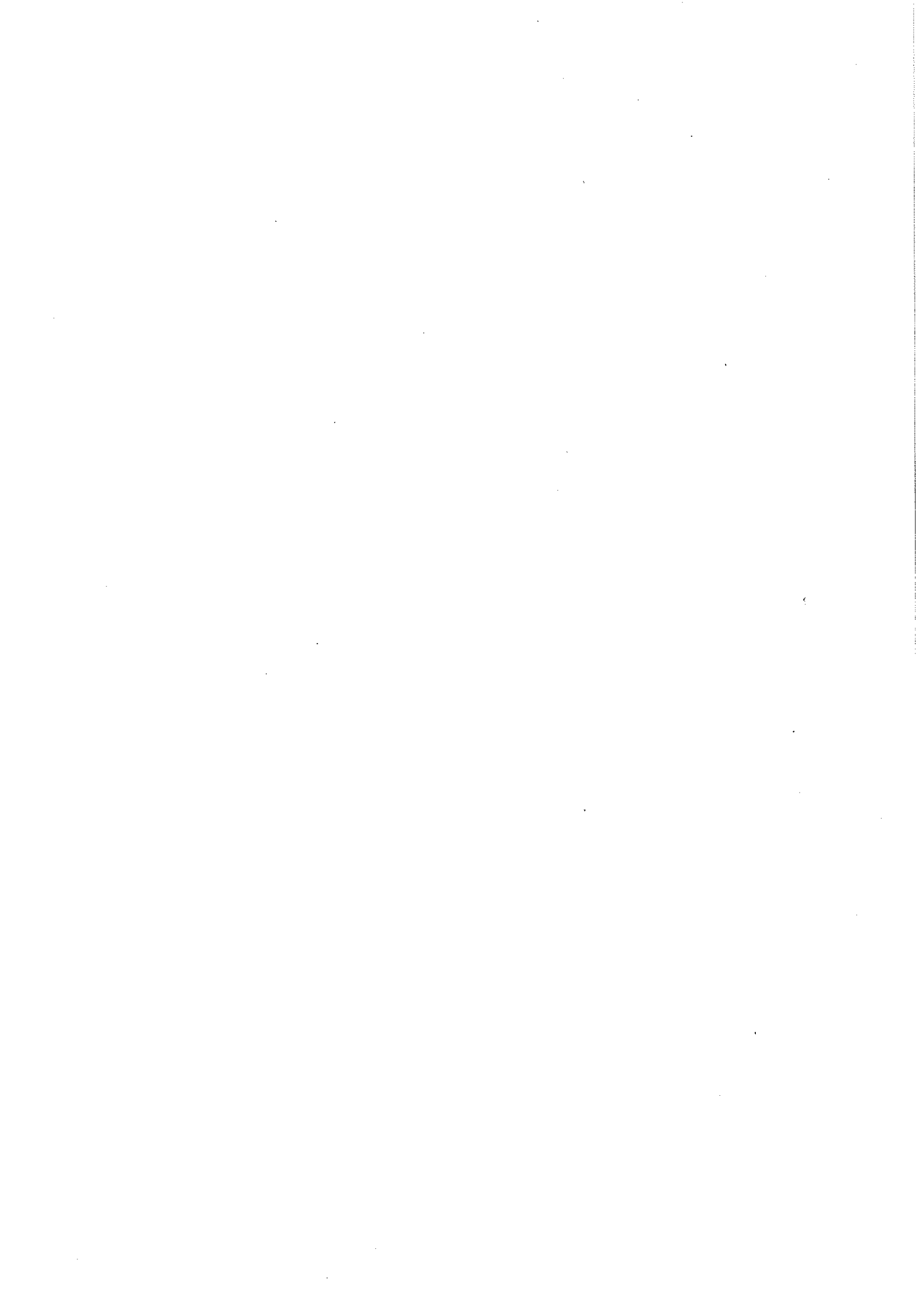
北方領土と同様に、国において竹島問題に関する広報啓発活動を所管する組織を例えば内閣府に設置すること。この組織を中心に、「竹島の日」の制定や広報啓発施設の整備などにより、国が国民への啓発活動に主体的な取組みを進めること。

### 3 学校教育における指導

全国の子どもが竹島問題を正しく理解することは極めて重要であり、学校教育において、竹島問題を積極的に扱うよう指導を強めること。

### 4 国境離島に対する支援

国境に位置する離島については領土保全という特別な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講じること。





## 9 都市圏機能の充実について

(関係省庁) 国土交通省、厚生労働省、経済産業省、総務省

### [1] 趣 旨

社会経済活動の広域化やグローバル化の進展に伴い、今後、地域間競争が一層激化することが予想される。こうした状況を受けて、中国ブロック全体が今後とも発展していくためには、都市圏機能の充実を支える交通・物流基盤などの整備を推進していく必要がある。

については、中国地方における都市圏機能の充実が図られるよう、次の事業促進について、必要な措置を講じること。

### [2] 内 容

#### 1 ひろしま西風新都の建設促進

広島都市圏は、中国・四国地方の中核として、より一層の飛躍発展が望まれている。

現在、広島都市圏の中核機能の充実を目指して、広島市に残された最後の大規模開発適地である丘陵地に、「住み、働き、学び、憩う」機能を備える人口8万人規模の新都市「西風新都」の建設を、県・市一体となって推進しているところである。

については、「西風新都」の建設が円滑に進むよう、関連公共事業の促進について必要な措置を講じること。

#### (事業概要)

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 計画対象区域  | 広島市安佐南区沼田地区及び佐伯区石内地区                   |
| 2 面 積     | 約4,570ha                               |
| 3 計 画 人 口 | ・中期目標 6万人(平成32年度)<br>・長期目標 8万人(21世紀中頃) |
| 4 関連公共事業  | 道路・街路、河川、砂防、下水道、公園緑地                   |

#### 2 広島空港周辺地域の整備について

広島空港の周辺地域は、21世紀の戦略拠点であり、空港・高速道路整備の効果を最大限に生かして、空港支援機能とあわせた中核都市広島市の都市機能を拡充・補完する産業、研究開発、国際交流、人材育成、レクリエーション・リゾート等の複合機能を備えた地域として、開発・整備することにより、周辺部に大きな社会的、経済的波及効果をもたらすとともに、広島県の一体的発展を図るものである。

については、この周辺地域の開発・整備が円滑に進むよう、次の事業の促進について必要な措置を講じること。

(事業概要)

【産業・科学技術の強化】

- 1 産業・研究施設の整備、拡充

【広島空港軌道系アクセス等の交通基盤等の整備】

- 2 中国横断自動車道尾道松江線の建設促進
- 3 東広島・呉自動車道の建設促進
- 4 地域高規格道路の整備促進（東広島廿日市道路、広島中央フライトロード、東広島高田道路）
- 5 一般国道の整備促進（国道2号、国道185号、国道375号、国道432号）

【土地区画整理、上下水道、河川等の整備による魅力あるまちづくりの推進】

- 6 水道水源開発等施設整備の推進（広島水道用水供給事業）
- 7 土地区画整理事業の推進（東本通地区、新開地区）
- 8 下水道事業の推進（竹原市、三原市、東広島市、世羅町の3市1町）
- 9 治水事業の推進
  - (ア) 河川改修事業（沼田川、入野川外）
  - (イ) 治水ダム建設事業（仁賀ダム）
- 10 河川総合開発事業の促進（野間川ダム）

3 広島市東部地区連続立体交差事業の推進

広島都市圏東部のJR向洋<sup>むかいなだ</sup>駅及びJR海田市<sup>かいたい</sup>駅周辺は、山陽本線・呉線によって市街地が分断され、交通が渋滞するなど都市機能が著しく阻害されている。

この地域において、都市交通の円滑化を図り、市街地の一体化と健全な街づくりを推進するためには、鉄道を高架化することが、是非とも必要である。

については、本事業の着実な整備が図られるよう必要な財源確保を行うこと。

(事業概要)

- 1 事業主体 広島県、広島市
- 2 事業箇所 広島市安芸区・南区、安芸郡府中町及び安芸郡海田町
- 3 事業内容 高架化延長
  - 山陽本線 L=約4.6km（安芸郡府中町～安芸郡海田町）
  - 呉線 L=約1.7km（広島市安芸区～海田市駅）

総事業費 (事業期間)	22年度までの 事業費累計	22年度 事業費	23年度 事業費	23年度事業計画の概要
百万円 96,000 (H13～H34 轍)	百万円 9,830	百万円 770	百万円 未定	用地買収、詳細設計

## 10 中山間地域総合整備事業（広域連携型）の推進について

（関係省庁）農林水産省、総務省

### [1] 趣 旨

不利な条件下にある中山間地域において、地域の活性化を進めるためには、複数市町村にまたがる広域な地域を対象として、地域内の連携と特徴を活かしつつ、住民の就業機会と所得の確保を、都市と農村の交流・定住条件の整備等を通じて、積極的に推進する必要がある。

については、中山間地域総合整備事業（広域連携型）の推進について、必要な財源確保を行うこと。

### [2] 事業概要

地区名	事業主体	事業箇所	事業年度	総事業費 (百万円)
山代の郷	山口県	岩国市	18～23	1,125

総事業費 (事業期間)	22年度までの 事業費累計	22年度 事業費	23年度 事業費	23年度事業計画の概要
百万円 1,125 (平成18～23年度)	百万円 980	百万円 290	百万円 145	農道整備、農業用排水施設整備、 交流施設基盤整備

# 1 1 国営かんがい排水事業の推進について

(関係省庁) 農林水産省

## [1] 趣 旨

優良農業地域に用水の安定的供給と排水施設を完備することは、農家経営の合理化と食料の安定供給の確保を図る上で、極めて重要である。

については、次の国営かんがい排水事業の早期完成を図るための財源措置を講じること。

## [2] 事業概要

地区名 (位置)	事業箇所	事業主体	総事業費 (事業期間)	23年度 事業費	23年度事業 計画の概要
弓浜半島地区	鳥取県 米子市 境港市	農林水産省	百万円 3,200 (平成17~平成23年度)	百万円 未定	水路改修等
岡山南部地区	岡山県 岡山市 倉敷市 総社市	〃	28,000 (平成10~平成25年度)	未定	水路整備に係る調査・測量・設計等
斐伊川 沿岸地区	島根県 出雲市 斐川町	〃	18,100 (平成17~平成25年度)	未定	汐止堰 水路改修等

## 1 2 国営中海土地改良事業の推進について

(関係省庁) 農林水産省

### [1] 趣 旨

国営中海土地改良事業の完了に向けて、付帯整備事業について確実に実施すること。

### [2] 事業概要

事業箇所	事業主体	総事業費 (事業期間)	23年度 事業費	23年度事業 計画の概要
鳥取県 米子市 境港市 島根県 松江市 安来市 東出雲町	農林水産省	百万円  118,000 (昭和38~平成25年度)	百万円  未定	八東北西岸道路の付帯(排水路)整備 中浦水門撤去付帯整備

# 1 3 中国山地における旧緑資源幹線林道の整備推進について

(関係省庁) 農林水産省(林野庁)

## [1] 趣 旨

旧緑資源幹線林道は、過疎地域、産業の停滞ひいては地域社会の崩壊が危惧される中国山地の振興を図ることを目的とし、林業を中心とした総合的な地域開発を推進するため地域路網の骨格として整備するものであり、事業主体であった独立行政法人緑資源機構が昭和48年度から実施していたが、30余年経過した現在、なお完了には至っていない。

そうした中で、緑資源機構の談合問題を受けて、独立行政法人が行う事業としては廃止され、平成20年度より地方公共団体を事業主体とした「山のみち地域づくり交付金事業」に移行されたところである。

については、旧緑資源幹線林道の整備に当たっては、国の責務として整備が必要な区間の完成を図るために必要な措置を講じること。

## [2] 事業概要

路線名	延長	うち21年度末まの整備済延長	総事業費	区 間
若桜・江府線	km 66.6	km 47.8	億円 394	鳥取県若桜町～鳥取県日野町
金城弥栄線	25.4	10.3	114	島根県浜田市金城町～島根県浜田市弥栄町
三 隅 線	8.8	4.4	39	島根県浜田市三隅町
笹山山入線	10.6	7.5	53	島根県津和野町
匹見美都線	4.0	0	16	島根県益田市匹見町～島根県益田市美都町
比和・新庄線	49.1	40.5	208	広島県庄原市～広島県北広島町
高尾・小坂線	37.9	17.0	138	広島県庄原市～広島県神石高原町
大朝・鹿野線	64.8	41.4	273	広島県北広島町～山口県周南市
鹿野・豊田線	41.2	35.3	141	山口県周南市～山口県下関市
合 計	308.4	204.2	1,376	

## 1 4 特定中山間保全整備事業の推進について

(関係省庁) 農林水産省

### [1] 趣 旨

一級河川江の川中流域の農用地と森林を一体的に整備し、適切な農用地利用の促進と森林管理、集落営農など多様な担い手の確保などを図り、地域の農林業の振興と農用地と森林の有する公益的な機能の増進を図ることが必要である。

については、早期に本事業が完了するよう必要な措置を講じること。

### [2] 事業概要

事業箇所	総事業費 (事業期間) 百万円	22年度まで の事業費累計 百万円	22年度 事業費 百万円	23年度 事業費 百万円	22年度事業計画の概要
島根県 浜田市 江津市 邑南町	12,000 (平成17～平成25年度)	7,113	2,075	未定	区画整理 3.8ha 農林業用道路 4.1km

# 15 日本海における漁業秩序の確立について

(関係省庁) 外務省、農林水産省、水産庁、国土交通省、海上保安庁

## [1] 趣 旨

新日韓漁業協定の締結により、日本海における我が国排他的経済水域では我が国の許可を受けて韓国漁船が操業するようになったが、韓国のはえ縄漁船及び中型機船底びき網漁船等による重要漁場の占拠、操業妨害など漁業秩序を無視した操業が繰り返されるとともに、違反操業も後を絶たず、我が国漁船は漁具被害、水揚げの大幅な減少など甚大な損害を被っている。

一方、日韓暫定水域においては、韓国漁船の事実上の占拠状態が続き、我が国漁船は漁場から撤退せざるを得ない状態が続いており、我が国漁船の水揚げが大幅に減少するとともに、資源の悪化を招いている。

## [2] 内 容

### 1 操業秩序の確立

日本海における我が国排他的経済水域において、韓国のはえ縄漁船及び中型機船底びき網漁船の重要漁場の占拠、我が国漁船への操業妨害等により、我が国漁業者が不利益を被ることのないよう対策を講じるとともにバイかご、アナゴ筒、ズワイガニかご漁業の無許可操業を根絶すること。

### 2 暫定水域の資源管理等の推進

排他的経済水域の境界線が画定するまでの間、両国政府の責任のもとで、日韓暫定水域の資源管理、操業ルールを確立し、日本海の包括的な資源管理と安全操業の確立を図ること。

### 3 取締の拡充強化

我が国の領海、排他的経済水域における海上保安庁、水産庁の取締監視体制の拡充強化を図ること。

### 4 漁場機能維持管理事業の継続実施

韓国・中国漁船等の違反操業や投棄漁具が継続して確認されているため、新日韓及び新日中漁業協定関連特別基金の後継事業である漁場機能維持管理事業の予算確保と継続実施を行うこと。



## 16 流域下水道整備事業の推進について

(関係省庁) 国土交通省、総務省

### [1] 趣 旨

地方の豊かな水環境を保全し、住民の快適な生活環境を実現するためには、下水道の整備を進める必要がある。特に、中国地方においては、瀬戸内海をはじめ、児島湖、東郷池、中海及び宍道湖等の閉鎖性水域を含む流域において水質の保全を図ることは、重要な課題となっている。

については、次の下水道事業の整備促進を図るための財源確保を行うこと。

### [2] 事業概要

#### 【天神川流域下水道事業】

事業名	事業主体	事業内容			
		全体計画 面積	全体計画 人口	21年度末整備状況	
				面積	人口
天神川流域下水道事業	鳥取県	2,733 ha	6.2 万人	1,836 ha	5.6 万人

事業名	総事業費 (事業期間)	22年度までの 事業費累計	22年度 事業費	23年度 事業費	23年度 事業内容
天神川流域 下水道事業	百万円 44,300 (昭和48~平成35年度)	百万円 41,404	百万円 168	百万円 396	処理場・管路改築
流域関連 公共下水道 事業	97,771 (昭和52~平成27年度)	69,532	360	70	管路整備・改築

#### 【宍道湖流域下水道事業】

事業名	事業主体	事業内容			
		全体計画 面積	全体計画 人口	21年度末整備状況	
				面積	人口
宍道湖流域下水道事業	島根県	11,583 ha	33.1 万人	7,380.5 ha	24.0 万人

事業名	総事業費 (事業期間)	22年度までの 事業費累計	22年度 事業費	23年度 事業費	23年度 事業内容
宍道湖流域 下水道事業	百万円 138,715 (昭和48年度~ )	百万円 110,372	百万円 1,242	百万円 1,646	処理場改築
流域関連 公共下水道 事業	314,000 (昭和48年度~ )	237,813	3,681	3,411	松江市外2市2町 管渠整備

【児島湖流域下水道事業】

事業名	事業主体	事業内容			
		全体計画 面積	全体計画 人口	21年度未整備状況	
				面積	人口
児島湖流域下水道事業	岡山県	ha 18,815	万人 67.2	ha 7,852	万人 42.8

事業名	総事業費 (事業期間)	22年度までの 事業費累計	22年度 事業費	23年度 事業費	23年度 事業内容
児島湖流域 下水道事業	百万円 153,000 (昭和53年度～)	百万円 106,077	百万円 1,666	百万円 1,788	水処理施設建設工事 (22、23年度事業費に は改築更新費を含む)

【太田川・芦田川・沼田川流域下水道事業】

事業名	事業主体	事業内容			
		全体計画 面積	全体計画 人口	21年度未整備状況	
				面積	人口
太田川流域下水道事業	広島県	ha 5,274	万人 32.5	ha 3,545	万人 25.1
芦田川流域下水道事業	〃	15,051	47.8	5,531	23.6
沼田川流域下水道事業	〃	3,508	9.7	1,209	3.5

事業名	総事業費 (事業期間)	22年度までの 事業費累計	22年度 事業費	23年度 事業費	23年度 事業内容
太田川流域 下水道事業	百万円 140,199 (昭和53年度～)	百万円 112,423	百万円 2,236	百万円 未定	処理場の増設工事
芦田川流域 下水道事業	136,231 (昭和49年度～)	100,008	526	未定	処理場の増設工事
沼田川流域 下水道事業	50,000 (平成2年度～)	32,194	109	未定	管渠工事

## 17 中山間地域の総合対策の充実強化について

(関係省庁) 内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、  
農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省

### [1] 趣 旨

中山間地域は、農地、森林等の資源を多く有し、食料・水・エネルギーの供給、二酸化炭素の吸収、土砂災害の防止、水源のかん養、美しい景観の保全などを通じて、都市住民の生活や産業活動を支えるとともに、健全な国土の形成に寄与している。

また、豊かな自然・歴史・文化・伝統と温もりのある人間関係が残る貴重な地域であり、訪れる都市の人々に潤いと癒しをもたらしている。

しかしながら、中山間地域は、若年者をはじめとする人口の流出、農林水産業の衰退、集落機能の低下、医師不足、生活交通問題、情報通信格差などの新たな課題が顕在化し、消滅の危機に瀕する集落も多数生じているなど中山間地域を支えてきた住民生活の維持さえ困難な極めて厳しい状況となっている。

人口減少・高齢化社会に突入した我が国が、真に豊かな国家としてあり続けるためには、都市部と中山間地域が相互に補完・共生する関係を構築し、各地域が自らの特性を活かしつつ、健全にバランスよく発展していくことが必要である。

このため、中山間地域の存在意義や実情を踏まえ、国において、中山間地域の活性化のための総合的な施策を推進することが必要である。

### [2] 内 容

#### 1 総合的な窓口の設置等

中山間地域概念を統一し、省庁間の調整を行う総合的な窓口を設けるとともに、中山間地域の維持・活性化に向けた基本方針を定めること。

#### 2 国庫補助事業の弾力的運用

中山間地域の市町村は財政力が弱いことから、特性に応じた事業が実施できるよう、所要の財源を確保するとともに、地域差による採択要件の設定、補助対象の制限緩和など、国庫補助事業の弾力的な運用を図ること。

#### 3 都市住民の交流や移住の促進

都市住民と中山間地域の交流や移住を促進するため、移転者に対する税制上の特例や中山間地域の地方公共団体が進める交流・移住施策に要する財源を措置すること。

また、企業が中山間地域で社会貢献や交流活動を推進するよう、経済団体の理解のもと、全国組

織「移住・交流推進機構」等の活動を通じ、国民的な運動として進めること。

#### 4 地域資源を活用した産業振興施策の充実強化

中山間地域での定住に不可欠な安定的な所得を確保できる雇用の場づくりのため農林水産業と他産業との融合・複合化による新たな産業興しや地域資源を活用した産業振興に向けた生産体制整備、商品開発及び販路開拓などへの支援策を一層充実・強化すること。

#### 5 企業立地の促進策の実施

中山間地域において、魅力ある雇用の場を確保するため、中山間地域に立地する企業に対して、土地、建物、構築物、機械設備等の投下固定資本への助成や低利融資等を行う制度を創設するなど、中山間地域における企業立地の促進のための抜本的な産業政策を講じること。

#### 6 野生鳥獣による被害防止対策の充実

近年、中山間地域においては、イノシシ、ニホンジカ、カワウなど、野生鳥獣の個体数の著しい増加や分布の拡大による農林水産業、生活環境等への被害が依然として高止まり傾向にあり、被害地域も拡大している。

このため、野生鳥獣による被害の根本的解決を図るため、関係省庁の密接な連携のもと、科学的・計画的な保護管理技術等を早期に確立するとともに、必要な予算確保と実効性ある被害防止対策を講じること。特に、カワウ等、県域を越えて広域的に分布する種については早期に国が中心となって広域保護管理指針を策定すること。

#### 7 農林地の所有権のあり方の再構築

集落規模が縮小していく中、所有者が不在の農地や森林及び宅地・家屋が増えるとともに、境界の確認も困難になりつつある。こうした実態を把握し、今後の所有権と利用・保全のあり方について、早期に検討を進めること。

#### 8 環境学習や体験プログラムの推進

中山間地域が持つ公益的機能についての国民的合意形成のため、環境学習や体験プログラムの実施を積極的に推進すること。

## 18 宍道湖・中海における水質保全対策の推進について

(関係省庁) 国土交通省、環境省

### [1] 趣 旨

宍道湖・中海は、優れた景観と豊富な水産資源をもたらす国民的財産であるが、その水質は依然として環境基準を達成していない。このため、湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）に基づく湖沼水質保全計画を策定するなど水質浄化施策を推進中である。

また、今年4月には、将来に向けた水質の改善など、未来に向かって、より良い中海圏域を築くため、鳥取・島根両県と沿岸の4市1町、国の関係機関が共同で中海会議を設置し、早期に水質改善を図っていくこととしており、施策、技術の両面における国の強力な支援が不可欠である。

については、次の事項について、必要な措置を講じること。

### [2] 内 容

#### 1 湖沼法指定湖沼における水質保全対策を積極的に推進すること

- (1) さらなる水質改善を図るため、ヨシ原、浅場及び藻場の造成等、湖岸域の環境改善や覆砂、窪地の埋め戻しなど湖底の環境改善への積極的な取り組み
- (2) その他の効果的な湖沼直接浄化対策の調査検討
- (3) 湖沼水質保全計画等に基づき、県や市町、各種民間団体が実施する事業への財政支援拡充、創設

#### 2 湖沼の水質改善を図るための調査研究を推進すること

- (1) 非特定汚染源負荷対策を促進するための調査研究の充実強化
- (2) 赤潮、アオコなどプランクトンの異常発生を防止するために必要な調査等の推進
- (3) 湖沼の汚濁メカニズムについての総合調査の推進
- (4) さらなる流入負荷量低減に寄与する下水道等の高度処理技術の開発

## 19 河川総合開発事業等の推進について

(関係省庁) 国土交通省

### [1] 趣 旨

治水事業は、国民の生命と財産を守る最も基本的な社会資本整備であり、国土保全上から、また、社会経済活動が麻痺するような事態を回避する観点からも、緊急かつ計画的に推進する必要がある。

中国地方においては、河川氾濫区域に都市が広がり、人口と資産が集中しており、洪水により交通、通信、ライフラインなどの都市機能が失われれば住民生活や社会経済活動に与える影響は計り知れないものがある。

また、水需要の増大と渇水被害に対応するためには、水資源の開発による用水の確保が、国土保全の観点と併せて極めて重要な課題となっている。

については、次の事業について早期完成が図られるよう必要な財源措置を講じること。

### [2] 事業概要

#### 【殿ダム (鳥取県)】

名 称	事業主体	位 置	総事業費	事 業 内 容
殿ダム	国土交通省	鳥取県 鳥取市 国府町 殿	億円  約 950	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間：(昭和 60 年度～平成 23 年度)</li> <li>・多目的ダム：(洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水、工業用水、発電)</li> <li>・ダムの諸元：型 式 ロックフィルダム 堤 高 約 75.0m 堤頂長 約 294m 総貯水容量 1,240 万<sup>3</sup>m</li> </ul>

#### 【斐伊川及び神戸川の治水対策 (島根県)】

名 称	事業主体	事業期間	位 置
斐伊川放水路	国土交通省	昭和 56 年度～平成 20 年代 前半	出 雲 市
大橋川改修及び 中海・宍道湖の湖岸堤の整備		昭和 57 年度～	松 江 市 外

中国圏の「将来像実現に向けたプロジェクト」(広域地方計画第3章)と提案項目の関係

中国圏の「将来像実現に向けたプロジェクト」名	ものづくり産業の再構築・高度化による競争力強化プロジェクト	陸海空産業連携のための国際物流強化プロジェクト	日本海沿岸における北東アジアゲートウェイプロジェクト	森林的流通・情報通信ネットワーク整備プロジェクト	里地里山・里海における農林水産連携プロジェクト	中山間地域・島しょ部における多面的機能の保全・活用と暮らし安心プロジェクト	瀬戸内海の保全国の歴史文化発信と観光推進プロジェクト	東アジアから世界への交流推進プロジェクト	分散型地域構造的な交流の促進と都市整備プロジェクト	美しく運ぶ中国圏づくりプロジェクト
1 地域主権の確立及び地方税財源の充実確保										
2 道統事業の推進と高速道路ネットワークの利用促進について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 高度情報化の推進について				○	○	○				○
4 隣接圏域との交流・連携による活力・魅力の向上	○			○			○			
5 北東アジアゲートウェイ構想実現に向けた広域連携の推進について	○	○	○	○			○	○		
6 地方空港の整備推進等について	○	○	○	○				○		
7 港湾整備事業の推進について	○	○	○	○				○		
8 竹島の領土権の早期確立について								○		
9 都市圏機能の充実について	○	○							○	
10 中山間地域総合整備事業(広域連携型)の推進について					○					
11 国営かんがい排水事業の推進について					○					
12 国営中海土地改良事業の推進について					○					○
13 中国山地における緑資源幹線林道の建設推進について					○	○				○
14 特定中山間保全整備事業の推進について					○					○
15 日本海における漁業秩序の確立について					○					○
16 流域下水圏整備事業の推進について										
17 中山間地域の総合対策の充実強化について						○				○
18 央道期・中期における水質保全対策の推進について										○
19 河川総合開発事業等の推進について	○									○

